

入院期間が180日を超える入院について

同じ症状による通算のご入院が180日を超えますと、180日を超えた日からの入院が選定療養の対象となります。

当院では、ご入院期間が180日を超えた日より、以下の金額を患者さんに負担いただくこととなります。

急性期一般入院基本料2… **2,720**円／日

- ▶ 選定療養費とは、法令に基づき厚生労働大臣が定める医療サービスについて、窓口で患者さんが支払う一部負担金以外に負担を求めることができる費用です。基本的な部分は医療保険で賄い、それを超える部分は患者さんの同意のもと医療機関が特別な料金を徴収できる制度です。ただし、厚生労働省が定める状態にある患者さんは対象外となります。

ただし、以下の状態にある患者様は選定療養の対象とはなりませんので、特定療養費の徴収はいたしません。

- ▶ 厚生労働大臣が定める難病に罹られている方
- ▶ 重傷者病室に入院されている方
- ▶ 重度の肢体不自由者、重度の意識障害者（日常生活自立度ランクB以上）
- ▶ 脊髄損傷等の重度障害者
- ▶ 人工呼吸器を使用されている方
- ▶ 人工透析を週2回以上実施されている方（日常生活自立度ランクB以上）

この他にも選定療養から除外される条件があります。詳しくはスタッフまでお尋ねください。